特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に 関する事務 基礎項目評価書【令和5年3月31日終了】

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

栗東市は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の支給に 関する事務において特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、その取扱いが 個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個 人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、特定個 人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、 個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣 言する。

特記事項

評価実施機関名

滋賀県栗東市

公表日

令和5年11月1日

I 関連情報

1 関連情報						
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施に関する事務					
公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律等公的給付として指定された「令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」は度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」の支給を実施するための基礎とする情関する事務						
③システムの名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー					
2. 特定個人情報ファイル名						
住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金ファイル						

3. 個人番号の利用

法令上の根拠

•番号法第9条第1項、別表第一第100項

・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第73条

·公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律 第38号)第10条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定			
②法令上の根拠		項、別表第二第121の項 D主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4				

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部 社会福祉課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号 栗東市健康福祉部社会福祉課

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

<mark>連絡先 〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号 栗東市健康福祉部社会福祉課</mark>

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か		13年12月31日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和	13年12月31日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
<選択肢> 1) 基礎項目評価書 「 基礎項目評価書							
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載 されている。							
2. 特定個人情報の入手(付	青報提供	ネットワークシスラ	ームを通じ	た入手を除る	(。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託			[]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	ムを通じた提供	を除く。) []提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接	続しない(入手) []接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
7. 特定個人情報の保管・ジ	肖去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている		
8. 監査							
実施の有無	[O]	自己点検	[]] 内部監査	[]外部監		
9. 従業者に対する教育・啓	発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		く選択肢> 1) 特に力を入れて行って 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ะ	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月1日	評価書名	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 の支給に関する事務 基礎項目評価書	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 の支給に関する事務 基礎項目評価書【令和5 年3月31日終了】	事後	